

【ご案内】改正下請法・改正下請振興法の説明会の開催について

公正取引委員会・中小企業庁により開催されます、下請法・下請振興法の改正内容についての説明会について、開催案内がございました。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合があります。

つきましては、公正取引委員会・中小企業庁共同で改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）についての改正ポイント説明会を開催いたしますので、御多忙の折に誠に恐縮ではございますが、貴団体におかれまして、添付の御案内文を会員企業の皆様に周知いただきたく、御依頼申し上げます。

なお、こちらの説明会の内容は、9月にオンラインにて開催された説明会と同一のものです。

【説明会概要】

- ・日時：令和7年10月14日（木）10：30～12：00（説明60分、質疑30分）
- ・実施方式：対面またはオンライン（※対面は定員が200名となっており、先着順となっております。定員となった場合は、対面での御参加申込は締め切りとさせていただきます、YouTube Liveでの配信を御視聴いただく形になりますので御了承ください。）
- ・登録方法：添付した御案内文のリンクまたはQRコードより参加申込フォームに御回答ください。

【法改正の概要について】

下請法・下請振興法の改正の概要はこちらからも御確認いただけます。

（ガイドブック）<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

（リーフレット）https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf

こちらの説明会について何か御不明な点がございましたら、担当課であります、中小企業庁取引課（03-3501-1669）まで遠慮なくお尋ねください。引き続きよろしくお願いいたします。

【担当連絡先】

中小企業庁 事業環境部 取引課

公正取引委員会 事務総局 企業取引課

（問合せ先）TEL：03-3501-1669

以上、よろしくお願いいたします。

経済産業省 製造産業局 素材産業課
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
TEL：03-3501-1737（素材産業課）
